

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会(宗谷学区)の開催について
概要	<p>1 目的 公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、宗谷学区の市町村関係者及び学校関係者等と意見交換し地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。</p> <p>2 主催 北海道教育委員会</p> <p>3 開催日時、方法及び会場 (1) 開催日時 令和5年(2023年)4月24日(月) 14:00～15:30 (2) 開催方法 学区別会場及びZoomによるオンライン会議 (3) 開催会場 宗谷合同庁舎 2階6号会議室</p> <p>4 参加対象者 市町村長、市町村教育委員会教育長、高等学校長、中学校長、小学校長、高等学校PTA関係者、地区協議会又は小・中学校PTA関係者、私学関係者、経済団体関係者</p> <p>5 主催者側出席者 北海道教育庁高校教育課 北海道教育庁宗谷教育局長 ほか</p> <p>6 議題 公立高等学校配置計画の考え方及び通学区域ごとの現状及び課題等</p>
参 考	協議会は公開により開催し、希望者には別紙「傍聴に係る取扱い」により傍聴を認めます。
報道(取材)に 当たってのお願い	取材についてはZoom参加ではなく、会場にお越しのうえ行ってください。
担 当 (連絡先)	宗谷教育局企画総務課長 喜井 勇人 TEL ダイアルイン 0162-33-2646 (内線3100) 宗谷教育局企画総務課総務係長 竹下 方章 TEL ダイアルイン 0162-33-3924 (内線3111)

「公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷学区）」傍聴に係る取扱い

- 1 傍聴の人数は20名以内とする。ただし、報道関係者については別に傍聴を認める。  
傍聴方法は会場又はWeb会議システムによる傍聴とする。  
なお、会場による傍聴は宗谷教育局会場のみとし、傍聴可能人数は5名以内とする。
- 2 傍聴の決定は先着順とする。
- 3 傍聴の申込みに際しては、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先、傍聴方法を申し出ることとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、主催者が傍聴を不相当と認めた者
- 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食をすること。
  - (3) 私語、談話、拍手等をすること。
  - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではない。
  - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
  - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 6 傍聴人が前記5の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 7 Web会議では、傍聴人が前記5の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができる。
- 8 傍聴人は主催者の指示に従わなければならない。

## 傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁宗谷教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は20名以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含まれません。傍聴方法は会場又はWeb会議システムによる傍聴とします。  
なお、会場による傍聴は宗谷教育局会場のみとし、傍聴可能人数は5名以内とします。
- 2 傍聴を申し込む際には、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先、傍聴方法を申し出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
  - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 4 次の各号の行為をしてはいけません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食をすること。
  - (3) 私語、談話、拍手等をすること。
  - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではない。
  - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
  - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
  - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 5 傍聴人が前記4の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めない場合があります。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記4の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができます。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。